大阪府医療機関浸水対策事業費補助金交付要領

（趣旨）

第１条　府は、洪水等の発生時における医療提供体制の維持を図るため、府内の医療機関が実施する浸水対策の充実・強化に要する経費に対し、予算の範囲内で、大阪府医療機関浸水対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（補助事業）

第２条　補助金の交付の対象となる事業は、府内の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に定める病院をいう。以下同じ。）が、洪水等の発生時に備え、浸水対策として必要な資材の整備を行う事業（以下「補助事業」という。）とする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が指定する100年に一度程度発生する規模の大雨による洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域等に所在する病院として知事が認める者とする。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は、次の資材の購入費とする。ただし、新規購入又は既存の資材では第３条に定める降雨量に係る浸水対策として不足する場合における増設に係る経費に限るものとし、既存資材の更新に係る経費は除く。

（１）　止水板

（２）　止水シート

（３）　その他、浸水対策に資するものとして知事が認めるもの

（補助金交付額の算定方法）

第５条　補助金の交付額は、次により算出された額の範囲内とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1. 別表第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
2. 前号により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第３欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（補助金の交付の申請）

第６条　規則第４条第１項による申請は、知事の定める日までに、交付申請書（様式第１号）を提出することにより行うものとする。

２　前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1. 要件確認申立書（様式第１号の２）
2. 暴力団等審査情報（様式第１号の３）
3. 口座振替依頼書
4. 第３条に規定する病院が浸水想定区域に所在することわかる書類（大阪府洪水リスク図・市町村が発行する浸水ハザードマップ等）
5. 第４条に規定する資材の設置場所及びその寸法等がわかる図面等
6. 第４条に規定する資材の仕様書・パンフレット等及び購入に係る見積書
7. その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び通知）

第７条　知事は、補助金の交付の申請があったときは、規則第５条の規定により補助金の交付の決定をするものとする。

２　知事は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金の交付の申請をした者に交付決定通知書により通知するものとする。

（補助の条件）

第８条　規則第６条第２項の規定により、付する条件は次のとおりとする。

1. 補助事業に要する経費として、交付を受けた補助金をその交付の目的に反して使用してはならない。
2. 補助事業により取得した資材については、第16条に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
3. 知事の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を府に納付させることがある。
4. 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
5. 補助事業者に対し、補助事業に関し、必要な検査をすることがある。
6. 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第２号）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき知事に報告を行うこととする。

また、知事に報告をした場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を府に納付しなければならない。

２　規則第６条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の減額を伴う配分の変更とする。

３　規則第６条第１項第２号の規定による知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の減額を伴う事業内容の変更とする。

４　規則第６条第１項第１号又は第２号の規定による知事の承認を受けようとする場合は、経費配分（内容）変更承認申請書（様式第３号）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

５　規則第６条第１項第３号の規定による知事の承認を受けようとする場合は、中止（廃止）承認申請書（様式第４号）を知事に提出しなければならない。

（補助申請の取下げ）

第９条　補助金の交付の申請の取下げをすることができる期間は、第７条第２項の通知を受けた日から起算して10日以内とする。

２　前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第10条　規則第12条の規定による報告は、実績報告書（様式第５号）に関係書類を添付して、補助事業の完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日）の翌日から起算して30日以内又は補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の４月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第11条　知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助金の交付の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条　知事は、前条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

（検査等）

第13条　知事は、補助事業の適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して遂行状況の報告を求め、または帳簿書類等を検査することができる。

（交付決定の取消し等）

第14条　知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

1. 補助事業者が、法令、規則、本要領、補助金の交付決定の内容、これに付した条件に違反した場合
2. 補助事業者が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
3. 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合

２　前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　知事は、第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助対象事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

４　前項の規定により補助金の返還を命じられた補助対象事業者は、規則第 17 条の規定により加算金及び延滞金を府に納付しなければならない。

５　知事は、補助金の交付の決定の取消しを決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助対象事業者に通知するものとする。

（取得財産の処分制限）

第15条　規則第19条ただし書き並びに同条第５号の規定により知事が定める期間及び財産の種類は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に準ずるものとする。

（書類の保存）

第16条　補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなければならない。

（補助事業に係る措置）

第17条　知事は、本事業を効果的に運営するため、補助事業者において実施する事業又は実施した事業について情報の提供を求めるとともに、効果検証のための実績調査等、必要な措置を講じるものとする。

附　則

　この要領は令和６年５月28日から施行する。

附　則

　この要領は令和６年８月９日から施行し、令和６年５月28日から適用する。

（別表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　基準額 | ２　対象経費 | ３　補助率 |
| １施設当たり  600千円 | 浸水対策に必要な第４条に定める  資材の購入費 | １/２ |